

年金受給者への不審な電話や訪問者にご注意ください

全国で、廃止された社会保険事務所や市町村の職員などをかたり、「医療費の還付金がある」などと言って『銀行口座番号を聞かれた』、『ATM（自動現金出入機）の操作を指示された』というような不審な電話や訪問が増えていきます。

◇不審な電話や訪問があった場合は

- ◎できるだけ一人で対応しない。
- ◎相手方の名前や所属、要件を聞いて、メモをしておく。
- ◎家族等に相談する。

◇日本年金機構及び同機構が業務委託を行う民間事業者は

- ◎お客様の銀行口座番号や振込先等は電話で聞きません。
- ◎銀行振込やATMの操作は指示しません。
- ◎届出や申請書の手数料と称して現金は預かりません。
- ◎各種手続きは代行しません。

※国民年金保険料のご案内は民間事業者に委託しています。

※民間事業者は、町民の方に電話や訪問をする際、会社名と氏名を名乗ります。

※訪問員は、日本年金機構が発行した身分証明書を提示します。

※訪問員が国民年金保険料を預かるのは、訪問先の方が「納付書」をお持ちの場合だけです。（必ず領収書を発行します。）

「怪しいな」と感じたら年金事務所や警察に問い合わせてください。

〈次回の年金相談会〉

- ・日時 11月11日(火)
午前10時から午後3時30分
- ・場所 南三陸町役場 1階相談室
年金に関する相談事がありましたらご利用ください。

問い合わせ 石巻年金事務所 ☎0225-22-5117
町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373

町の第6次義援金の配分について

9月2日(火)に南三陸町災害義援金配分委員会を開催し、第6次配分基準を決定しました。

今回は、義援金残高状況から、住家に被害を受けた方に対する配分と震災孤児及び震災遺児に寄せられた特定の義援金の配分とさせていただきます。

義援金の振り込みについては、9月末に振り込んでおりますので、対象となる方はご確認ください。

配分区分		対象数	第1次から第5次配分の合計額	今回の配分額	合計配分額
死亡または行方不明	1人当たり	824人	14万円	—	14万円
全壊	1世帯当たり	3,198世帯	20.3万円	0.9万円	21.2万円
大規模半壊	1世帯当たり	87世帯	10.4万円	0.6万円	11万円
半壊	1世帯当たり	94世帯	10.4万円	0.6万円	11万円
震災孤児	1人当たり	8人	160万円	8.6万円	168.6万円
震災遺児	1世帯当たり	40世帯	46万円	1.7万円	47.7万円

- ①義援金残高（平成26年8月27日現在） 34,534,425円
- ②内、震災遺児・孤児の支援を目的とする金額 1,380,000円

国(日赤等義援金受付団体分)及び県(災害対策本部)の義援金配分について

7月24日(木)に宮城県災害義援金配分委員会において、国(日赤等義援金受付団体分)の第6次配分基準及び県(災害対策本部)の第5次配分基準が決定されました。今回の配分基準は次のとおりで、9月末に指定された口座へ振り込んでおりますので、対象となる方はご確認ください。

支給対象		国(義援金受付団体)分			県(災害対策本部)分		
		第1次から第5次配分の合計額	今回の配分額	合計額	第1次から第4次配分の合計額	今回の配分額	合計額
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明	102万円	1万円	103万円	15万円	0.5万円	15.5万円
	災害障害見舞金	12万円	1万円	13万円	10万円	0.5万円	10.5万円
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	92万円	2万円	94万円	15万円	—	15万円
	大規模半壊	70万円	1.5万円	71.5万円	10万円	—	10万円
	半壊	48万円	1万円	49万円	5万円	—	5万円
津波浸水区域における住家被害 (1世帯当たり) ※上記「住家被害」に加算	全壊	33万円	0.5万円	33.5万円	4万円	0.5万円	4.5万円
	大規模半壊	19万円	0.5万円	19.5万円	3万円	0.5万円	3.5万円
	半壊	11万円	0.5万円	11.5万円	2万円	0.5万円	2.5万円
	仮設住宅未利用世帯	10万円	—	10万円	—	—	—
震災孤児(1人当たり)	—	—	—	50万円	—	50万円	
母子・父子世帯(1世帯当たり)	15万円	—	15万円	21万円	—	21万円	
高齢者施設・障害者施設入所者等(1人当たり)	15万円	—	15万円	11万円	—	11万円	

※津波浸水区域における住家被害世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

問い合わせ 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

国道45号(立沢～皿貝)沿いの水道工事について

高台移転先(防集団地)への給水の確保及び町全体の「水の安定供給」を図るため、国道45号沿いに水道管を布設する工事を行いますので、関係者皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

◇工事区間 志津川字立沢から歌津字皿貝までの国道45号沿い

◇工事期間 平成26年8月下旬から平成27年3月下旬まで

◇工事内容 国道部分は道路を掘削し、河川部分は川を横断して水道管(内径200ミリメートル)を布設する工事

◇工事施工者 ㈱日幸商會(立沢・大畑工区及び第1工区)
㈱丸昭建設興業(第2工区)
㈱菅慶(第3工区及び第4工区)

※交通規制及び作業時間は、午前8時30分から午後5時までです。

問い合わせ 上下水道事業所 ☎46-5600



受講生募集

日本語講座

基礎的な日本語を習得する場、地域住民との交流の場として開講します。外国出身の方を対象に行いますが、講師などボランティアに興味がある方の参加もお待ちしております。

- ◇場所 南三陸ポータルセンター
- ◇開催日 10月・11月の毎週金曜日
- ◇時間 午後7時から9時

問い合わせ 企画課企画推進係 ☎46-1371

